

議案第 5 号

令和6年度小松市奨学金支給奨学生について

次のとおり議決を求める。

学 校 名	人 数
芦 城 中 学 校	4人
丸 内 中 学 校	2人
松 陽 中 学 校	4人
御 幸 中 学 校	2人
南 部 中 学 校	3人
中 海 中 学 校	1人
安 宅 中 学 校	3人
板 津 中 学 校	3人
計	22人

小松市奨学金支給審査委員会 令和6年2月7日（水）午前10時

議案第 6 号

小松市立高等学校条例の一部を改正する 条例について

小松市立高等学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立高等学校条例の一部を改正する条例

小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（<u>授業料</u> の減免） 第6条 市長は、家庭貧困等_____特別の事情があると認めた者については、<u>授業料</u> _____の全部又は一部を免除することができる。 <u>[新設]</u>	（<u>授業料等</u>の減免） 第6条 市長は、家庭貧困等<u>その他</u>の<u>教育委員会規則で定める特別の</u>事情があると認めた者については、<u>授業料等（授業料，入学学力検査手数料及び入学金をいう。）</u>の全部又は一部を免除することができる。 <u>（入学学力検査手数料等の納期限の変更）</u> 第7条 市長は、<u>教育委員会規則で定める特別の事情があると認める者について第3条の入学学力検査手数料，第4条の入学金及び第5条の授業料の徴収期限をそれぞれ変更することができる。</u>

<u>(その他)</u>	<u>(委任)</u>
<u>第7条</u> [略]	<u>第8条</u> [同左]
備考 この表の[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。	

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 7 号

小松市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則について

小松市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則

小松市立高等学校授業料減免規則（昭和55年小松市教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
小松市立高等学校 <u>授業料</u> 減免規則 (趣旨) 第1条 この規則は、小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号_____）第6条の規定による小松市立高等学校_____の <u>授業料</u> _____の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。 (_____減免の対象者) 第2条 授業料_____の減免を	小松市立高等学校 <u>授業料等</u> 減免規則 (趣旨) 第1条 この規則は、小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号。 <u>以下「条例」という。</u> ）第6条の規定による小松市立高等学校（ <u>条例第2条の小松市立高等学校をいう。以下同じ。</u> ）の <u>授業料等</u> の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。 (<u>授業料の減免の対象者</u>) 第2条 授業料（ <u>条例第5条の授業料をいう。以下同じ。</u> ）の減免を

受けることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1)～(4) [略]

(減免の期間)

第3条 [略]

2 [略]

(減免の申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第1号）に当該申請者が未成年の場合にあつては、保護者等（現にその者を監督保護する者をいう。以下同じ。）と連署の上、次の各号に掲げる書類を添えて、在学する小松市立高等学校長（以下「校長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) その他第2条各号の一に該当する者であることを証明するに足りる書類

(減免の決定)

第5条 [略]

2 [略]

(減免の辞退)

受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(4) [同左]

(授業料の減免の期間)

第3条 [同左]

2 [同左]

(授業料の減免の申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第1号）に当該申請者が未成年の場合にあつては、保護者等（現にその者を監督保護する者をいう。以下同じ。）と連署の上、次の各号に掲げる書類を添えて、在学する小松市立高等学校長（以下「校長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

(1) [同左]

(2) その他第2条各号のいずれかに該当する者であることを証明するに足りる書類

(授業料の減免の決定)

第5条 [同左]

2 [同左]

(授業料の減免の辞退)

第6条 [略]

(減免の取消し)

第7条 市長は、授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当するときは、その者に対する減免を取り消すものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 第2条各号の一に該当する者でなくなったとき。

2 [略]

3 [略]

[新設]

[新設]

第6条 [同左]

(授業料の減免の取消し)

第7条 市長は、授業料の減免を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する減免を取り消すものとする。

(1)～(3) [同左]

(4) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。

2 [同左]

3 [同左]

(入学学力検査手数料又は入学金の減免の対象者等)

第8条 入学学力検査手数料（条例第3条の入学学力検査手数料をいう。）又は入学金（条例第4条の入学金をいう。）の減免を受けることができる者は、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯に属している者であって、当該入学学力検査手数料又は入学金の納入が困難と市長が特に認めるものとする。

2 前項に規定する減免を受けようとするときの申請の方法等は、別に定める。

(委任)

附 則

[新設]

— この規則は、公布の日から施行する。

[新設]

[新設]

[新設]

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年能登半島地震被災者等に対する特例)

(1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）によりその居住する家屋に全壊その他の市長が認める被害が発生した者

(2) 高等学校等就学支援金制度による就学支援金の支給の対象とならない者

3 本則第8条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月1日において石川県の区域内に住所を有していた者で令和6年実施の小松市立高等学校の入学学力検査の受検に係る入学学力検査手数料は、その全額を免除するものとする。

4 本則第8条第1項の規定にかか

[新設]	<u>わらず，令和 6 年能登半島地震によりその居住する家屋に全壊その他の市長が認める被害が発生した者の令和 6 年度小松市立高等学校入学に係る入学金は，その全額を免除するものとする。</u> <u>5 本則の規定にかかわらず，前 3 項の免除を受けようとするときの申請の方法等は，別に定める。</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。	

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議案第 8 号

小松市立高等学校学則の一部を改正する規則について

小松市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市立高等学校学則の一部を改正する規則

小松市立高等学校学則（昭和35年小松市教育委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 <u>小松市立高等学校（以下「本校」という。）</u> _____は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育を施すことを目的とする。 <u>（授業料等の額等）</u> 第24条 <u>授業料，入学学力検査手数料及び入学金の額等については，</u>	（目的） 第1条 <u>本校（小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号。以下「条例」という。）第2条の小松市立高等学校をいう。以下同じ。）</u>は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育を施すことを目的とする。 <u>（入学学力検査手数料及び入学金の納付）</u> 第24条 <u>入学学力検査手数料及び入学金は，あらかじめ市長が指定す</u>

小松市立高等学校条例（昭和34年
小松市条例第33号。以下「条例」
という。）の定めるところによ
る。

（授業料等の返還）

第26条 既に納入した授業料，入学
学力検査手数料及び入学金は返
還しない。

附 則

この学則は，公布の日から施行
する。

[新設]

[新設]

る日までに納付しなければならな
い。

（授業料等の返還）

第26条 既に納入した授業料，入学
学力検査手数料及び入学金は，返
還しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行
する。

（令和6年能登半島地震被災者等
に対する特例）

2 本則第26条の規定にかかわらず
，市長は，小松市立高等学校授業
料等減免規則（昭和55年小松市教
育委員会規則第9号）附則第2項
から第4項までの規定により免除
された入学学力検査手数料，入学
金及び授業料につき既納のものが
あるときは，当該額を返還するこ
とができる。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和6年1月1日から適用する。

令和4年度以降の入学生教育課程表

教科	科 目	標準 単位	普通科						普通科(芸術コース)					
			1年	2年		3年			1年		2年		3年	
				理系	文系	理系	文系Ⅰ	文系Ⅱ	音楽	美術	音楽	美術	音楽	美術
国語	現代の国語	2	2						2	2				
	言文	2	3						3	3				
	論理国語	4		2	2	2	2	2			2	2	2	2
	文学国語	4			2		2	2			2	2	2	2
	国語表現	4												
	古典探究	4		2	2	2	2	2			2	2	2	2
地理歴史	○国語研究	1						1					2	2
	地理総合	2		2	2								2	2
	地理探究	3				3								
	歴史総合	2	2						2	2				
	日本史探究	3			3		3	3			3	3	3	3
	世界史探究	3			3		3	3						
公民	○歴史研究	2				2	2							
	公民	2		2	2						2	2		
	倫理・政治・経済	2												
数学	数学Ⅰ	3	3						3	3				
	数学Ⅱ	4	1	4	4						2○	2○	2○	2○
	数学Ⅲ	3		1		3								
	数学A	2	2						2	2				
	数学B	2		1	1	1	1	1					2○	2○
	数学C	2		1	1	1	1	1					1○	1○
理科	○数学研究α	3～4					4	3□						
	○数学研究β	3				3								
	物理基礎	2		2	2									
	物理	4		2		4								
	化学基礎	2	3										2	2
	化学	4		2	2	4								
保健体育	生物基礎	2		2	2						2	2		
	生物	4		2	2	4								
	地学基礎	2			2						2	2		
	○化学研究	1～2					2							
	○生物研究	1～2					2	2					1△	1△
	○地学研究	1～2					2	2△					1△	1△
芸術	体育	7～8	3	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
	保健	2	1	1	1				1	1	1	1		
	スポーツ概論	2～6						2△						
外国語	音楽Ⅰ	2	2						2					
	美術Ⅰ	2	2							2				
	書道Ⅰ	2	2											
	英語コミュニケーションⅠ	3	4						4	4				
	英語コミュニケーションⅡ	4		4	4						4	4		
	英語コミュニケーションⅢ	4				4	4	4					4	4
家庭	論理・表現Ⅰ	2	2						2	2				
	論理・表現Ⅱ	2		2	2						2	2		
	論理・表現Ⅲ	2				2	2	2					2	2
	○英語研究	1～3				1	3	3					1	1
	家庭基礎	2	2						2	2				
	保育基礎	2～6						3□						
情報	フードデザイン	2～6						2△						
	情報Ⅰ	2	2						2	2				
	○情報処理研究	3						3□						
普通科目単位数計			32	32	32	32	32	32	28	28	24・26	24・26	22・24・27・29	22・24・27・29
音楽	音楽理論	2～4							1		1		1○	
	音楽史	2～4									1		1△	
	演奏研究	2～4											2○	
	ソルフェージュ	2～10									1+1○		1+1○△	
	声楽	2～10							3	3	3+1○	3+1○	3+1○	3+1○
	器楽	2～10												
美術	作曲	2～10												
	美術史	1～3								1		1		
	素描	2～6								3		1		2△
	絵画	2～14												
	彫刻	2～14									4+2○	4+2○	3+5○	3+5○
	ビジュアルデザイン	2～14												
専門科目単位数計			0	0	0	0	0	0	4	4	6・8	6・8	3・5・8・10	3・5・8・10
科目単位数計			32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
総合的な探究の時間			3～6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特活	ホームルーム		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位数総合計			34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
備 考			数学Ⅱは数学Ⅰ履修後に履修	物理は物理基礎履修後に履修、生物は生物基礎履修後に履修	数学Ⅲは数学Ⅱ履修後に履修	・国語研究は論理国語、文学国語の発展的内容 ・歴史研究は歴史総合の発展的内容 ・数学研究αは数学Ⅰ、Ⅱ、A、Bの発展的内容 ・数学研究βは数学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A、B、Cの発展的内容 ・化学研究は化学基礎、生物研究は生物基礎、地学研究は地学基礎の発展的内容 ・英語研究はコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ、論理・表現Ⅰ、Ⅱの発展的内容 ・情報処理研究は情報Ⅰの発展的内容			□の選択群から3単位、△の選択群から2単位選択		音楽・器楽から計3単位選択 ○から数学または音楽・美術から2単位選択		音楽・器楽から計3単位選択 ○から数学または音楽・美術から計5単位選択 △から理科または音楽・美術から計2単位選択	

令和4年度以降の入学生教育課程表

教科	科 目	標準 単位	普通科						普通科(芸術コース)					
			1年	2年		3年			1年		2年		3年	
				理系	文系	理系	文系Ⅰ	文系Ⅱ	音楽	美術	音楽	美術	音楽	美術
国語	現代の国語	2	2						2	2				
	言文	2	3						3	3				
	論理国語	4		2	2	2	2	2			2	2	2	2
	文学国語	4			2		2	2			2	2	2	2
	古典表現	4												
	古典探究	4		2	2	2	2	2			2	2	2	2
地理歴史	○国語研究	1						1					2	2
	地理総合	2		2	2								2	2
	地理探究	3				3								
	歴史総合	2	2						2	2				
	日本史探究	3			3		3	3			3	3	3	3
	世界史探究	3			3		3	3						
公民	○歴史研究	2				1	2							
	公民総合	2		2	2						2	2		
	政治・経済	2												
	○公民研究	2					2	2△						
	数学Ⅰ	3	3						3	3				
	数学Ⅱ	4	1	4	4						2○	2○	2○	2○
数学	数学Ⅲ	3		1		3								
	数学A	2	2						2	2				
	数学B	2		1	1	1	1	1					2○	2○
	数学C	2		1	1	1	1	1					1○	1○
	○数学研究α	3～4					3	3□						
	○数学研究β	3				3								
理科	物理基礎	2		2	2									
	物理	4		2		4								
	化学基礎	2	3										2	2
	化学	4		2	2	4								
	生物基礎	2		2	2						2	2		
	生物	4		2	2	4								
保健体育	地学基礎	2			2						2	2		
	○化学研究	1～2					2							
	○生物研究	1～2					2	2					1△	1△
	○地学研究	1～2					2	2△					1△	1△
	体育	7～8	3	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
	保健	2	1	1	1				1	1	1	1		
芸術	スポーツ概論	2～6						2△						
	音楽Ⅰ	2	2						2					
	美術Ⅰ	2	2							2				
	書道Ⅰ	2	2											
	英語コミュニケーションⅠ	3	4						4	4				
	英語コミュニケーションⅡ	4		4	4						4	4		
外国語	英語コミュニケーションⅢ	4				4	4	4					4	4
	論理・表現Ⅰ	2	2						2	2				
	論理・表現Ⅱ	2		2	2						2	2		
	論理・表現Ⅲ	2				2	2	2					2	2
	○英語研究	1～3				1	3	3					1	1
	家庭基礎	2	2						2	2				
家庭	保育基礎	2～6						3□						
	フードデザイン	2～6						2△						
	情報Ⅰ	2	2						2	2				
	○情報処理研究	3						3□						
	普通科目単位数計		32	32	32	32	32	32	28	28	24・26	24・26	22・24・27・29	22・24・27・29
	音楽理論	2～4							1		1		1○	
音楽	音楽史	2～4									1		1△	
	演奏研究	2～4											2○	
	ソルフェージュ	2～10									1+1○		1+1○△	
	声楽	2～10												
	器楽	2～10							3		3+1○		3+1○	
	作曲	2～10												
美術	美術史	1～3								1		1		
	素描	2～6								3		1		2△
	絵画	2～14												
	彫刻	2～14										4+2○		3+5○
	ビジュアルデザイン	2～14												
	専門科目単位数計		0	0	0	0	0	0	4	4	6・8	6・8	3・5・8・10	3・5・8・10
科目単位数計			32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
総合的な探究の時間			3～6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特活ホームルーム				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位数総合計			34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
備考			数学Ⅱは数学Ⅰ履修後に履修	物理は物理基礎履修後に履修、生物は生物基礎履修後に履修	数学Ⅲは数学Ⅱ履修後に履修	・国語研究は論理国語、文学国語の発展的内容 ・歴史研究は歴史総合の発展的内容 ・数学研究αは数学Ⅰ、Ⅱ、A,Bの発展的内容 ・数学研究βは数学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A,B,Cの発展的内容 ・化学研究は化学基礎、生物研究は生物基礎、地学研究は地学基礎の発展的内容 ・英語研究はコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ、論理・表現Ⅰ、Ⅱの発展的内容 ・情報処理研究は情報Ⅰの発展的内容			□の選択群から3単位、△の選択群から2単位選択		声楽・器楽から計3単位選択 ○から数学または音楽・美術から2単位選択		声楽・器楽から計3単位選択 ○から数学または音楽・美術から計5単位選択 △から理科または音楽・美術から計2単位選択	

令和5年度 小学生サイエンスアドベンチャー (ものづくりチャレンジ、湯浅・中山賞受賞者研究発表会)

1. 目的

- ・小学生が互いに協力しながら科学の原理や法則を用いたものづくりをとおして、科学への興味・関心を高めるとともに科学的な思考力や表現力の向上を図る。
- ・小松市児童生徒科学作品展の湯浅・中山賞受賞者の研究発表をとおして、今後の自由研究への意欲につなげる。

2. 日時 令和6年2月3日(土) 13:30～16:00

3. 場所 サイエンスヒルズこまつ わくわくホール

4. 参加人数 児童28名、学校関係者8名、保護者14名 計 50名

5. まとめ

・第1部「湯浅・中山賞受賞者研究発表会」

今年度の小松市児童生徒科学作品展において、湯浅・中山賞を受賞した児童1名が、プレゼン形式で発表した。参加児童が同年代の児童の研究実践を聴く機会をもつことができ、大変有意義であった。

・第2部「ものづくりチャレンジ」

「よく回るこまをつくって回そう」という課題に取り組んだ。3人1組のチームで、つくったこまを回し、回った時間の合計を競った。制限時間30分間の中で、試行錯誤しながら、真剣に製作に取り組み、よりよくしようと工夫をする姿がみられた。感想からも「もっとよく回るこまについて工夫を重ねたい。」と探究心あふれる姿がみられた。

・全体をとおして

本会のアドバイザーとして金沢大学の松原道男教授をお招きし、研究発表及びものづくりチャレンジにおいて、児童に向けての講評や助言をいただいた。研究発表会では、研究実践について日常生活に結び付けた研究であったことについて評価していただいた。ものづくりにおいては、試行錯誤する過程の大切さや面白さ、こまについての原理についてお話いただき、児童の理科への興味・関心が高まるよい機会となった。

